鳴門市防災会議条例

昭和 37 年 11 月 1 日
条例第 25 号

（目的）

第 1 条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき鳴門市防災会議（以下「防災会議」という。）所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第 2 条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一　鳴門市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二　水防計画を調査審議すること。

三　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

四　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

五　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第 3 条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2　会長は市長をもつて充てる。

3　会長は会務を総理する。

4　会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5　委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

二　自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者

三　徳島県の職員のうちから市長が任命する者

四　徳島県警察官の警察官のうちから市長が任命する者

五　市長が市の職員のうちから指名する者

六　教育長

七　消防長及び消防団長

八　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

九　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

十　前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認める者

6　前項の委員の定数は四十五人以内とする。

7　第5項第8号、第9号及び第10号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8　前項の委員は再任されることができる。

（専門委員）

第 4 条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は関係地方行政機関の職員、徳島県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第 5 条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 51 年 6 月 26 日条例第 40 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 12 年 3 月 27 日条例第 7 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 19 年 6 月 28 日条例第 20 号)

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。

(鳴門市水防協議会条例の廃止)

2　鳴門市水防協議会条例（昭和 62 年条例第 42 号）は、廃止する。

附　則（平成24年10月9日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

鳴門市防災会議運営規程

鳴門市防災会議運営規程（昭和40年鳴門市訓令第6号）の全部を改正する。

（目的）

第1条　この規程は、鳴門市防災会議条例(昭和37年条例第25号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき鳴門市防災会議(以下「会議」という。)の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（会長の職務を代理する委員）

第2条　条例第3条第4項に規定する会長の職務を代理する委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定により市長の職務を代理する副市長の職にある委員とする。

（招集）

第3条　会議は、必要に応じ会長が招集する。

2　委員は、会議の必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。

3　会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

4　前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、委員の属する機関の職員又は団体の役員のうちから、当該委員が指名する者をもつて代理出席させることができる。

（議事手続）

第4条　会議の議事は、会長が主宰する。

2　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3　会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（会長の専決処分）

第5条　会長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は専決処分することができる。

一　緊急を要する事態が発生し、会議を開く時間的余裕がないとき。

二　決定を要する事項が一部の特定の機関にのみ関係ある事項で、早急に措置を要するとき。

三　軽易な事項で、早急に措置を要するとき。

2　会長は、前項の規定による専決処分をしたときは、次の会議にその旨を報告するものとする。

（補則）

第6条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長がその都度会議に諮って定める。

附　則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附　則（平成29年7月1日訓令第5号）

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。

鳴門市防災会議委員名簿

（令和4年度）

区分	法 区 分	整理番号	氏 名	職　　名	任 期
会長	ー	ー	泉　理彦	鳴門市長	ー
委員	第1号（指定地方行政機関の職員）	1	藤井　和志	国土交通省四国地方整備局 徳島河川国道事務所旧吉野川出張所所長	R4.4.1～R6.3.31 （※1）
		2	萱原　一朗	国土交通省四国地方整備局 徳島河川国道事務所徳島国道出張所所長	R4.4.1～R6.3.31 （※1）
		3	潮平　篤	国土交通省海上保安庁 第五管区海上保安本部徳島海上保安部長	R4.4.15～
	第2号（自衛隊の自衛官）	4	松本　浩	陸上自衛隊中部方面隊 第14旅団第15即応機動連隊第3普通科中隊長	R4.3.14～
	第3号（県の職員）	5	秋田　裕二	徳島県東部県土整備局＜徳島＞副局長（鳴門担当）	R3.4.1～
		6	福田　紀子	徳島県東部保健福祉局＜徳島＞地域福祉・こども家庭支援担当課長	R5.2.18～
		7	林　美沙	徳島県東部農林水産局徳島庁舎農村整備第一担当主任主事	R5.2.18～
	第4号（県の警察官）	8	黒﨑　恭彦	徳島県鳴門警察署長	R5.3.13～
	第5号（市の職員）	9	谷　重幸	鳴門市副市長	H27.7.1～
		10	近藤　伸幸	鳴門市企業局長	R2.4.1～
		11	小泉　憲司	鳴門市政策監	R2.4.1～
		12	笠井　明子	鳴門市健康福祉部福祉事務所長	R5.2.18～
	第6号（教育長）	13	三浦　克彦	鳴門市教育長	R3.4.1～
	第7号（消防長及び消防団長）	14	山下　浩史	鳴門市消防長	R2.4.1～
		15	笹　豊晴	鳴門市消防団長	H30.4.1～
	第8号（指定公共機関又は指定地方公共機関の職員）	16	加藤　拓	西日本電信電話株式会社徳島支店支店長	R5.2.18～R7.2.17
		17	田尾　伸悟	四国電力送配電株式会社徳島支社総務部長	R5.2.18～R7.2.17
		18	鎌田　忍	四国旅客鉄道株式会社徳島駅 管理総括助役	R5.2.18～R7.2.17
		19	竹口　昌弘	本州四国連絡高速道路株式会社 鳴門管理センター所長	R5.2.18～R7.2.17
		20	林　英樹	西日本高速道路株式会社四国支社 徳島高速道路事務所所長	R5.2.18～R7.2.17
		21	千里　好孝	徳島県エルピーガス協会鳴門地区地区長	R5.2.18～R7.2.17
	第9号（自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者）	22	矢野　壽美子	鳴門市婦人防火クラブ連合会会長	R5.2.18～R7.2.17
		23	小川　泰範	鳴門市自主防災会連絡協議会会長	R5.2.18～R7.2.17
		24	木村　直子	国立大学法人鳴門教育大学幼児教育コース准教授	R5.2.18～R7.2.17
	第10号（市長が防災上必要と認める者）	25	穴山　智史	NX徳通株式会社鳴門支店取締役鳴門支店長	R5.2.18～R7.2.17
		26	吉田　成仁	鳴門市医師会会長	R5.2.18～R7.2.17
		27	中森　義昭	鳴門市歯科医師会会長	R5.2.18～R7.2.17
		28	曽川　三千代	徳島県薬剤師会鳴門支部理事	R5.2.18～R7.2.17
		29	富田　純弘	鳴門商工会議所会頭	R5.2.18～R7.2.17
		30	齋藤　廣惠	大麻町商工会女性部部長	R5.2.18～R7.2.17
		31	佐々木　伸夫	鳴門地区農業協同組合連絡協議会会長	R5.2.18～R7.2.17
		32	福山　徳	鳴門市水産振興協議会会長	R5.2.18～R7.2.17
		33	喜来　浩美	徳島県看護協会徳島Ｉ支部長	R5.2.18～R7.2.17
		34	邉見 達彦	徳島県鳴門病院院長	R5.2.18～R7.2.17
		35	久米　康博	徳島バス株式会社常務取締役	R5.2.18～R7.2.17
		36	梅野　幸彦	鳴門市民生委員児童委員協議会総務部会部会長	R5.2.18～R7.2.17
		37	益岡　道義	鳴門市自治振興連合会会長	R5.2.18～R7.2.17
		38	藤村　松男	鳴門市社会福祉協議会会長	R5.2.18～R7.2.17
		39	南　知恵	株式会社テレビ鳴門業務課係長	R5.2.18～R7.2.17
		40	開發　英之	鳴門市水道指定業者協同組合代表理事	R5.2.18～R7.2.17
		41	井上　一弘	徳島県建設業協会鳴門支部支部長	R5.2.18～R7.2.17
		42	樫原　寛治	公益社団法人徳島県建築士会鳴門地域会会長	R5.2.18～R7.2.17

※1 … 鳴門市防災会議条例においては任期を定めずに任命する委員に該当するが、徳島河川国道事務所の内規において、委員等の就任依頼は2年以内のものしか受けられないとのことであるため、例外的に2年の任期（※途中の場合は残任期間の任期）を定めて任命する。